

大分県報

令和六年
第四九八号
四月五日

(金曜日)

目次

告示

身体障害者福祉法による医師の指定	一
県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧(二件)	一
令和五年度臨時種畜検査に合格した種畜	二
道路区域の変更	二
道路の供用開始(三件)	二
警察本部訓令	二
行方不明者発見活動に関する規程の一部改正	三

告示

大分県告示第二百一十一号
身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項に規定する医師として次の者を指定した。
令和六年四月五日

指定障害区分	医師氏名	勤務場所	指定年月日
呼吸器の機能障害 音声・言語機能障害 そしやく	福永 拙	社会福祉法人別府発達医療センター 別府市鶴見四〇七五一一	令六・三・一四
肢体不自由 平衡機能障害	久保 郁子	村上脳神経内科クリニック 別府市山の手町一四一三〇	〃

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営集落基盤整備事業 (農業用排水施設整備)	挾間(谷中恵・酒野線)地区	令六・四・五から 令六・四・二五まで	由布市役所

腎臓の機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	肝臓の機能障害	心臓の機能障害
丸尾 美咲	福田 悠子	小田 東太	石川 敬喜
大分大学医学部附属病院 由布市挾間町医大ヶ丘二丁目一番地	三好医院 臼杵市海添五八一五	医療法人慈恵会 西田病院 佐伯市鶴岡西町二丁目二六六番地	社会医療法人長門莫記念会 長門記念病院 佐伯市鶴岡町一丁目一一一五九
〃	〃	〃	〃

大分県告示第二百一十二号
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和六年四月五日

大分県知事 佐藤 樹一郎

大分県告示第二百一十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和六年四月五日

大分県報(告示)

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和六年四月五日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業(区画整理)	細田地区	令六・四・五から 令六・四・二五まで	佐伯市役所

大分県告示第二百十四号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二号の規定による令和五年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。
令和六年四月五日

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
令五大分県臨六第一号	聖政猪 (2022)	黒毛和種	二級
令五大分県臨六第二号	松中馬 (2022)	黒毛和種	二級

大分県告示第二百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和六年四月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年四月五日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
			大分県知事 佐藤 樹一郎	

県道書曲野田線	玖珠郡玖珠町大字戸畑字白岩七 九番八から 玖珠郡玖珠町大字戸畑字白岩八 〇番一まで	前	メートル 七・九 六・三	メートル 四〇・〇
	玖珠郡玖珠町大字戸畑字白岩七 九番一二から 玖珠郡玖珠町大字戸畑字白岩八 〇番一まで	後	一四・一 六・三	四八・五

大分県告示第二百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年四月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年四月五日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道日田玖珠線	日田市大字有田字花立一六四一番四地先から 日田市大字有田字花立一六二九番九まで	令六・四・五
県道西有田豆田線	日田市大字有田字花立一六四一番四から 日田市大字有田字上小金田一六七〇番五まで	令六・四・五

大分県告示第二百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年四月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和六年四月五日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
			大分県知事 佐藤 樹一郎	

		大分県知事 佐藤 樹一郎		大分県警察本部長 種田 英明	
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日	第4条第3項中「行方不明者届事案指揮簿・発見活動記録簿」を「行方不明事案指揮・対応票」に改める。		
県道書曲野田線	玖珠郡玖珠町大字戸畑字白岩七九番一二から玖珠郡玖珠町大字戸畑字白岩八〇番一まで	令六・四・五	第5条第2項中「行方不明者届受理票」を「行方不明者届受理・登録票」に改める。		
	玖珠郡玖珠町大字岩室字宮ノ下六七一番から玖珠郡玖珠町大字岩室字野添二四八番一九まで	令六・四・五	第6条第2項中「警察庁情報管理システム」を「警察共通基盤システムにおける相談業務・人身安全関連業務等システム」に改める。		
大分県告示第二百十八号			第8条中「行方不明者届事案指揮簿・発見活動記録簿」を「行方不明事案指揮・対応票」に改める。		
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。			第1号様式から第3号様式までを次のように改める。		
その関係図面は、令和六年四月五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。					
令和六年四月五日					
大分県知事 佐藤 樹一郎					
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日			
県道洪見成恒中津線	中津市三光成恒字随雲寺四四四番三から中津市三光成恒字白撫二〇三番六まで	令六・四・五			
○警察本部訓令					
大分県警察本部訓令第23号					
警察本部 警察学校 警察署					
行方不明者発見活動に関する規程（平成22年大分県警察本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。					
令和6年4月5日					

令和六年四月五日

大分県報（告示・警察本部訓令）

第1号様式（第4条関係）

行方不明事案指揮・対応票

行方不明者氏名	受理年月日	受理番号
---------	-------	------

No

日時	年	月	日	時	分
題名					
内容					
備考					

担当者	所属	氏名
-----	----	----

行方不明事案指揮・対応票

継続

行方不明者氏名	受理年月日	受理番号
---------	-------	------

No

内容

担当者	所属	氏名
-----	----	----

第2号様式 (第5条関係)

行方不明者届受理・登録票 (甲)

受理番号	第	号	受理年月日	年 月 日 時 分	受理警察署	警察署
行方不明者の種別						
住所			住所		氏名	出生年月日
性別			性別		住所	出生年月日
職業			職業		住所	出生年月日
身長			身長		住所	出生年月日
体重			体重		住所	出生年月日
髪色			髪色		住所	出生年月日
瞳色			瞳色		住所	出生年月日
顔			顔		住所	出生年月日
特徴			特徴		住所	出生年月日
衣服			衣服		住所	出生年月日
眼鏡			眼鏡		住所	出生年月日
その他			その他		住所	出生年月日
所持品			所持品		住所	出生年月日
家族関係			家族関係		住所	出生年月日
行方不明の経緯			行方不明の経緯		住所	出生年月日
発見の状況			発見の状況		住所	出生年月日
発見者の氏名			発見者の氏名		住所	出生年月日
発見者の住所			発見者の住所		住所	出生年月日
発見者の連絡先			発見者の連絡先		住所	出生年月日
発見者の職業			発見者の職業		住所	出生年月日
発見者の性別			発見者の性別		住所	出生年月日
発見者の年齢			発見者の年齢		住所	出生年月日
発見者の国籍			発見者の国籍		住所	出生年月日
発見者の民族			発見者の民族		住所	出生年月日
発見者の宗教			発見者の宗教		住所	出生年月日
発見者の学歴			発見者の学歴		住所	出生年月日
発見者の職歴			発見者の職歴		住所	出生年月日
発見者の家族関係			発見者の家族関係		住所	出生年月日
発見者の社会関係			発見者の社会関係		住所	出生年月日
発見者の交友関係			発見者の交友関係		住所	出生年月日
発見者の趣味			発見者の趣味		住所	出生年月日
発見者の特技			発見者の特技		住所	出生年月日
発見者のその他			発見者のその他		住所	出生年月日

行方不明者届受理・登録票 (乙)

行方不明者の種別			行方不明後の状況	
行方不明の経緯			行方不明後の状況	
発見の状況			行方不明後の状況	
発見者の氏名			行方不明後の状況	
発見者の住所			行方不明後の状況	
発見者の連絡先			行方不明後の状況	
発見者の職業			行方不明後の状況	
発見者の性別			行方不明後の状況	
発見者の年齢			行方不明後の状況	
発見者の国籍			行方不明後の状況	
発見者の民族			行方不明後の状況	
発見者の宗教			行方不明後の状況	
発見者の学歴			行方不明後の状況	
発見者の職歴			行方不明後の状況	
発見者の家族関係			行方不明後の状況	
発見者の社会関係			行方不明後の状況	
発見者の交友関係			行方不明後の状況	
発見者の趣味			行方不明後の状況	
発見者の特技			行方不明後の状況	
発見者のその他			行方不明後の状況	

令和六年四月五日

大分県報 (警察本部訓令)

五

第7号様式 (第15条関係)

特異行方不明者手配書

その1

「印」を「氏名」に、「検視 (見分) 者」を「検視、調査等の実施者」に改め、同様式の備考を次のように改める。

- (備考)
- 1 ※印は、作成署では記入を要しない。
 - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
- 第7号様式及び第8号様式を次のように改める。

宛名	特異行方不明者手配書		手配年月日	年	月	日
	殿		手配事由	立ち回り先・立ち回り地域		
発信者	本(国)籍		受理警察署	警察署		
			受理番号	第 号		
			公表の有無	行方不明者の種類		
特異行方不明者	住所	職業	生年月日	年	月	日 (歳)
	フリガナ	フリガナ	種別	部位	形状	備考
	氏名	氏名	1	2	3	体型 (体重) () kg
	フリガナ	フリガナ	眼鏡	髪	顔色	レンズ ()
身長	cm		頭	髪	髪色	線 ()
	上衣服① (コート、ジャケット、パーカ)	カバン・バッグ類	髪色	髪色	髪色	髪色
	上衣服② (セーター、トレーナー類)	財布 (所持品)	髪色	髪色	髪色	髪色
	上衣服③ (ブラウス、Tシャツ類)	スマートフォン、携帯電話機 (電話番号)	髪色	髪色	髪色	髪色
着衣	下衣 (ズボン、スカート等)	所持品	所持品	所持品	所持品	所持品
	ネクタイ、帽子等	時計	時計	時計	時計	時計
	ハンカチ、下着類	現金類	現金類	現金類	現金類	現金類
	靴物 (mm)	その他	その他	その他	その他	その他
使用車両	自動車区分	通称名	通称名	通称名	通称名	通称名
	登録車両番号	塗色	塗色	塗色	塗色	塗色
記事	記事	記事	記事	記事	記事	記事

第8号様式（第17条関係）

行方不明者発見票

受理警察署・受理年・受理番号	警察署
行方不明者	年 第 号
不明者	氏名 年齢 性別

作成日	年 月 日	1 所在確認 2 死亡確認 3 その他	警察に届けてから経過した日数 届出の取り下げられた日数	署（課・隊）
発見等 （発見の場所は、発見確認年月日時分）	年 月 日 午（前・後） 時 分	発見等 （発見の場所は、発見確認年月日時分）	発見等 （発見の場所は、発見確認年月日時分）	発見等 （発見の場所は、発見確認年月日時分）
発見の場所		発見の場所		

発見等の状況	1 立ち入り調査 2 職務質問 3 立ち入り捜索等 4 少年補導 5 取り調べ 6 口頭取調 7 録音取調 8 その他	発見等の状況	1 捜査員 2 捜査員 3 その他
発見等の状況		発見等の状況	

発見等の状況	発見等の状況	発見等の状況	発見等の状況
発見等の状況	発見等の状況	発見等の状況	発見等の状況

発見等の状況	1 行方通知 （通知内容） ・念通知 ・一週通知 ・生存のみ	2 通知不要 ・ストーリー構築 ・関係者協力要 ・その他	手配 有 無
発見等の状況			

行方不明者の住所状況	住所 （連絡先） 職業 氏名 行方不明者との関係 発見時の意思 ・発見時に通知して下さい ・発見時に保護して下さい ・その他（ ）	受理警察長の意見 （発見時）	所在地	関係者名 理由	行方不明者との関係
捜索活動の対象	立ち回り見守り 立ち回り見守り 立ち回り見守り 立ち回り見守り		所在地	関係者名 理由	行方不明者との関係
参考事項					
行方不明者の写真等					

その2

第10号様式を次のように改める。

第10号様式（第20条関係）

特異行方不明者手配解除通報書

宛名	通報年月日	年	月	日	
	手配年月日	年	月	日	
	手配事由	立ち回り先・立ち回り地域			
発信者	受理警察署				
	受理番号	第	号		
フリガナ					
氏名	生年月日		年 月 日 ()		
解除事由	1 所在確認		2 死亡確認		3 その他
	(発見) 発見年月日	(発見) 発見年月日			
発見の状況					
解除する手配	所在地	関係者名	行方不明者との関係		
	立ち回り見込先				
	立ち回り見込地域	地域名	業種等	理由	
その他					

令和六年四月五日

大分県報（警察本部訓令）

附 則

この訓令は、令和6年4月5日から施行する。